規　則

○国家公安委員会規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十一日　国家公安委員会委員長　山本　順三

地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則

（地方警務官の懲戒の取扱に関する規程の一部改正）

第一条　地方警務官の懲戒の取扱に関する規程（昭和二十九年国家公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十五号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正）

第三条　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三十二号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第五条　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第五号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号まで、別記様式第五号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式第四十二号まで、別記様式第四十四号、別記様式第四十五号、別記様式第四十七号及び別記様式第四十八号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正）

第八条　風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第九条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号から別記様式第二十三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部改正）

第十条　地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで、別記様式第六号及び別記様式第八号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号まで、別記様式第九号、別記様式第十四号、別記様式第十六号から別記様式第十八号まで、別記様式第二十号から別記様式第二十二号まで及び別記様式第二十四号から別記様式第三十九号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正）

第十三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十一号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（審査専門委員に関する規則の一部改正）

第十四条　審査専門委員に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（暴力追放運動推進センターに関する規則の一部改正）

第十五条　暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

第十六条　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。